

# 公益財団法人熱海日金山霊園

## 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条、第105条及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び定款第16条及び第32条の規定に基づき、公益財団法人熱海日金山霊園の理事、監事及び評議員の報酬等及び費用の支給の基準について定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「役員」とは、理事及び監事をいう。
- (2) 「役員等」とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 「報酬等」とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (4) 「費用」とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。なお、報酬等と費用とは、明確に区別されるものとする。
- (5) 「会議」とは、定款第18条第1項に定める評議員会及び定款第36条第1項に定める理事会をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として、会議出席1日（会議の回数は問わない。）につき報酬等5千5百円を支給することができる。ただし、役員等から報酬等を辞退する旨の申し出があったときは、当該役員等に対しては報酬等を支給しない。

- 2 前項に基づき役員等に報酬等を支給する場合は、各年度の1人当たりの総額が3万3千円を超えない範囲とする。
- 3 役員等の退職に当たっては、退職手当を支給しない。

### (報酬等の支給方法)

第4条 役員等の報酬等は、会議が開催される日に、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(費用)

第5条 この法人は、役員等がその職務執行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。ただし、会議出席にかかる費用については支給しない。

(公表)

第6条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、公益財団法人熱海日金山霊園の設立の登記の日から施行する。